

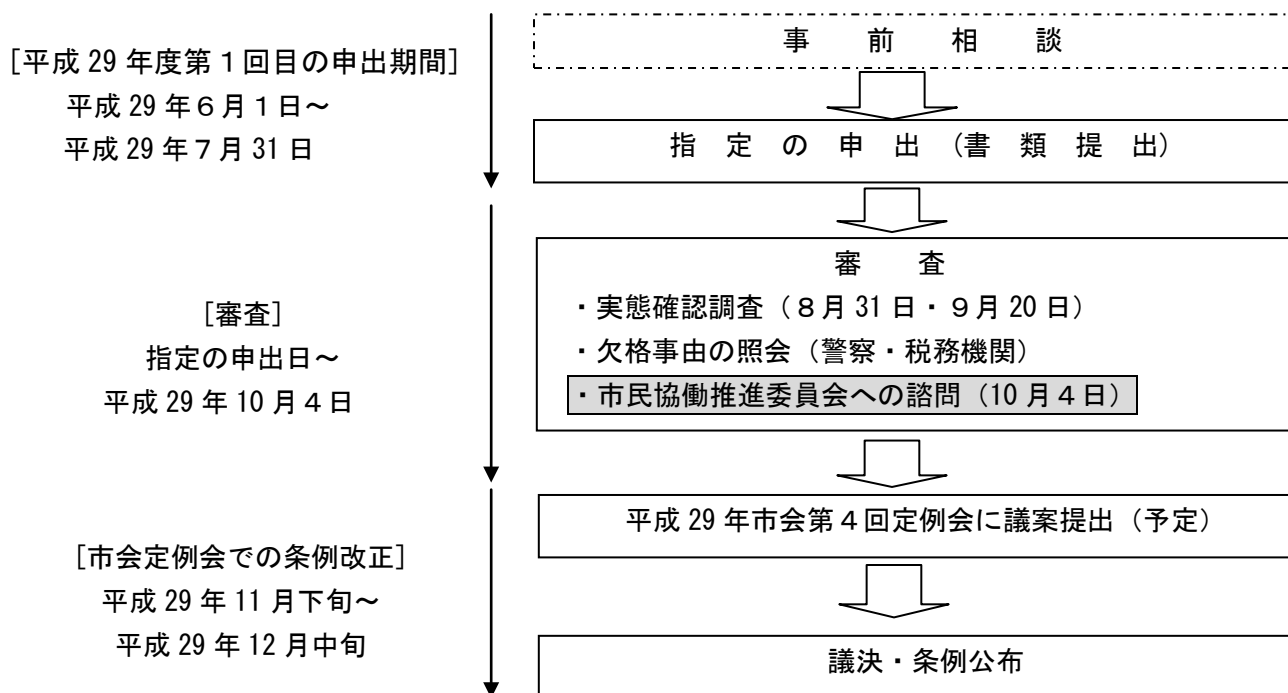
特定非営利活動法人の条例指定について

平成29年度第1回目の申出期間中に次の法人から指定の更新の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

- (1) 申出期間（平成29年度第1回目）
平成29年6月1日（木）～平成29年7月31日（月）
- (2) 申出法人
ア 特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム
イ 特定非営利活動法人アクションポート横浜
- (3) 指定の更新の基準の適合についての資料
申出法人の概要 【資料1-2、1-3】
申出法人の指定基準適合表 【資料1-4、1-5】
申出法人の公益要件（指定基準3）の適合について 【資料1-6、1-7】

2 申出から指定更新までの流れ



3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

【関係法令】

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第4条第2項*（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

※指定の更新に関しては、第9条第3項により規定が準用されています。

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム
代表者の氏名	理事長 前田 利昭
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区深谷町 1411 番地 5
設立年月日	平成 20 年 4 月 1 日
定款に記載されている目的	この法人は、近隣住民に対して、必要とされる支えあい支援に関する事業を住民が主体となってい、様々な関係者と共に、誰もが尊厳を持って生き生きと心豊かに暮らしていくことができる地域づくりを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4 地域安全活動 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくりの企画・運営及び地域住民の交流に関する事業 2 地域住民の学びに関する事業 3 情報・相談に関する事業 4 地域人材発掘・養成に関する事業 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
活動地域	戸塚区

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人アクションポート横浜
代表者の氏名	代表理事 昌子 住江
主たる事務所の所在地	横浜市中区山下町 25-1 上田ビル 501 株式会社地域計画研究所内
設立年月日	平成20年12月18日
定款に記載されている目的	この法人は、横浜に関わるNPO、企業、大学、行政等の異なる性格の組織が、対等に集い連携できる場を形成し、かつ、多様な人材を育成し地域参加の機会を創出することをもって、地域の様々な課題の解決を促し、環境に配慮した都市づくり、多様な文化・属性をもつ人たちの生活や人権が保障される共生社会づくり、市民が支える地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 環境の保全を図る活動 4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民や組織の連携により、新たな事業やシステムを創造するためのプロジェクト 2 市民や市民活動団体の地域の課題解決や、そのための組織運営を支援するプロジェクト 3 市民活動や地域の課題解決に関する相談とコーディネート 4 市民活動や地域の課題解決に関する情報提供と問題提起 5 市民活動や地域の課題解決に関する政策提案 6 市民活動や地域の課題解決に関する人材の発掘と育成 7 上記事業を推進するための、創造と連携の拠点づくりと運営 8 その他、目的を達成するために必要な事業
活動地域	市内全域

申出法人の指定更新基準適合表（指定基準3（公益要件）については、【資料1-6】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料1-6】参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員総数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること		
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■伝票類	適合
(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■伝票類	適合	
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■総勘定元帳 ■活動計算書	適合	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	■指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	適合
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	■寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	適合
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	■役員報酬規程 ■給与規定	適合
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	■役員報酬規程等提出書	適合
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	■指定特定非営利活動法人変更届出書	適合
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること		
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人			
ア 暴力団	■県警照会回答	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■県警照会回答	適合	
備考1	実態確認調査日		平成29年9月20日

申出法人の指定更新基準適合表（指定基準3（公益要件）については、【資料1-7】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 アクションポート横浜
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料1-7】参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員総数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること		
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	■指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	適合
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	■寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	適合
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	■役員報酬規程 ■給与規定	適合
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	■役員報酬規程等提出書	適合
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	■指定特定非営利活動法人変更届出書	適合
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること		
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NP0法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人			
ア 暴力団	■県警照会回答	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■県警照会回答	適合	
備考1	実態確認調査日		平成29年8月31日

申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム
		法人による説明内容(要約)
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である		
※ 次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断		
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 ■ 所管課へのヒアリング 	当法人の活動が戸塚区の「地域の絆」づくりの推進を目指した「とつか地域づくり支援事業」と合致し、毎年助成金を受け、活動している。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ 法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■ 総会・理事会の議事録 ■ 帳簿類 	①事業開始時の借入金(5,750千円)は平成23年度に完済し、その後も助成金や借入金に依存することなく運営されており、平成28年度の経常収益における事業収益の割合は8割を超えている。 ②活動予算収支の見通しは、サロン事業収入等を軸に安定して推移していく見込みである。 ③新たな事業を創出、企画、展開する計画である。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ パンフレット、広報誌 ■ ホームページ 	① 受益者は、年齢・障がいの有無など制限は設けておらず、ドリームハイツ地域と近隣、地域外の個人・団体をとわず年間15千人以上、当法人の利用実績がある。 ② 利用される方は、サロン・マイショップ利用者、文化交流・カレッジ事業参加者、住民交流・会合等で特定の者に限らない。 ③ 事業活動をホームページ及びリーフレットで幅広く周知している。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ パンフレット、広報誌 ■ ホームページ ■ 帳簿類 	当法人が展開しているサロン事業、マイショップ事業、文化交流事業、地域運営支援事業、カレッジ事業、情報収集・発信事業等の事業計画・活動はいずれも自主的・自発的に行われている。
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ パンフレット、広報誌 ■ ホームページ 	サロン利用者のなかで、定期的に利用するリピーターの方もおられ、一人暮らしの高齢男性の方の食事利用者が突然利用されなくなると安否を問い合わせるなど、サロンスタッフが見守り的な役割も果たしている。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(7) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 ■ 所管課へのヒアリング 	横浜市戸塚区役所からの補助金 横浜市戸塚区役所から「戸塚区地域の居場所づくり支援事業補助金」を受け、定款に掲げる「地域住民の交流に関する事業、学びに関する事業及び情報に関する事業」を行っている。
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	大正地区社会福祉協議会からの助成金 大正地区社会福祉協議会から補助金を受け、定款に掲げる「地域住民の交流に関する事業及び学びに関する事業」を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	横浜市戸塚区社会福祉協議会からの助成金 戸塚区社会福祉協議会からの助成金により、定款に掲げる「地域住民の交流に関する事業及び学びに関する事業」として「心の病を抱えている当事者や家族がふらっとを中心に交流し、地域住民の理解を深める活動」を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働時間数の算出根拠を示す書類 	ボランティアによる支援 実費相当を支給するボランティアから支援を受けている。

申出法人の公益要件に関する適合について

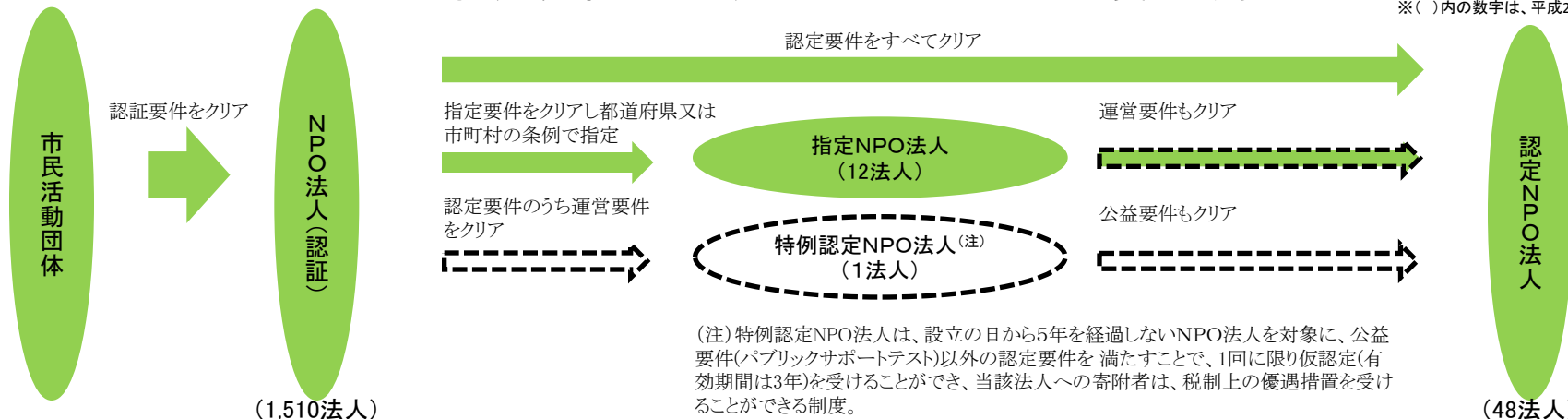
◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人アクションポート横浜
		法人による説明内容(要約)
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である		
※ 次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断		
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致していること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	<p>当法人が定款で掲げる事業について、以下の通り横浜市の施策と合致している。</p> <p>1. 市民や組織の連携により、新たな事業やシステムを創造するためのプロジェクト 横浜市市民局の「協働による地域づくりの推進、安心して暮らせるまち」の施策の推進における事業として、横浜市市民活動支援センター自主事業を協働で実施しています。 横浜市旭区の「ふるさと旭の魅力を高める」施策の推進における事業として、地域づくり大学校「あさひみらい塾」の運営を行いました。 横浜市都市整備局の「市民とともに創り育てるまちづくり」施策の推進として行われているヨコハマ市民まち普請事業を受託し、横浜市と協働で運営をしています。</p> <p>2. 市民活動や地域の課題解決に関する相談とコーディネート 横浜市市民局の「協働による地域づくりの推進、安心して暮らせるまち」の推進における事業として、認定・指定NPO法人における相談窓口事業を協働で実施しています。</p>
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ 法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■ 総会・理事会の議事録 ■ 帳簿類 	<p>法人の事業運営について、企業から複数年の協働事業の委託を受けるなど収益は安定して推移しています。また委託事業以外でも、横浜サンプラザプロジェクト、NPOインターンシップ事業や横浜アクションプランナー等の自主事業による収益により継続して運営が可能です。</p>
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ パンフレット、広報誌 ■ ホームページ 	<p>当法人の事業はパンフレットやホームページ、SNSなどにより周知を図り、利用者を限定せず、広く市民に開かれた事業を展開しています。</p>
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ パンフレット、広報誌 ■ ホームページ ■ 帳簿類 	<p>行政や企業からの委託に依存せず、横浜サンプラザプロジェクトやNPOインターンシップ事業等の自主事業の企画・運営を行っています。</p>
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去の事業報告書等 ■ パンフレット、広報誌 ■ ホームページ 	<p>NPOや企業、大学等の多様なセクター間の連携を目的とした事業運営、相談対応、情報発信などを通じて、地域の課題解決に貢献しています。また、インターンシップやイベント運営などを通じて、学生や若者、社会人の社会参加を応援しています。</p>
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(ア) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	<p>「横浜市市民活動支援センター自主事業」 横浜市市民局と協働で実施。提案募集型の事業として採択され地域の課題解決に向けた事業を展開。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	<p>「認定・指定NPO法人による相談窓口事業」 横浜市市民局と協働で実施。当法人の専門分野におけるノウハウを活かして、これから市民活動を始めようとする団体や、既に活動をしている団体の事業運営等に関する相談を行った。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	<p>「地域づくり大学校—あさひみらい塾」 横浜市旭区と協働で実施。地域・区役所・NPO等が協働により街歩きや先行事例見学等を通じて学び合いを行った。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付決定通知書 ■ 預金通帳 	<p>「ヨコハマ市民まち普請事業(事務局業務委託)」 横浜市都市整備局から受託。地域の特性を生かした身近な施設整備に関する提案募集型事業の事務局を受託により運営を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ パンフレット ■ 帳簿書類 	<p>「横浜サンプラザプロジェクト」 企業約100社と協働で実施。企業・NPO・学生・市民が連携して社会貢献プロジェクトを実施、地域を見直す機会や人と出会い地域に愛着を持つきっかけの場を作る。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ パンフレット ■ 帳簿書類 	<p>「NPOインターンシップ事業」 大学8校・NPO23団体と協働で実施。市内大学の学生が地域のNPO・企業にインターンシップとして活動に参加。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ パンフレット 	<p>「学生企画エコツアー」 公益財団法人横浜市資源循環公社と協働で実施。学生発案の環境活動の現場をみるバスツアーを開催。</p>

(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	■補助金交付決定通知書 ■預金通帳	「イニシアティブプログラム助成」 公益財団法人トヨタ財団から助成金の交付を受ける。(NPOインターンシップ事業への支援)
	■補助金交付決定通知書 ■預金通帳	「人材育成事業への助成事業」 公益財団法人電通育英会から助成を受け事業を実施した。(NPOインターンシップ事業報告書作成における支援)
	■委託契約書 ■帳簿書類	「横浜型コミュニティサイクル“baybike”運営事業」 株式会社NTTドコモと協働で運営。自転車の点検や管理、マナー啓発などを行うスタッフの配置などによる運営協力を行った。
	■委託契約書 ■帳簿書類	「ライフキャリア道場・サミット事業」 リクルートマーケティングパートナーズとの協働で実施。神奈川県在住、在学の大学生の「ライフキャリア」を考える道場、サミットを開催。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、平成29年8月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u>	税制上の優遇措置 (1) <u>個人が寄附をした場合(税額控除の場合)</u> 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) <u>法人が寄附をした場合</u> 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) <u>相続人が寄附をした場合</u> 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) <u>当該NPO法人</u> みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間

条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平成28条例35一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人 ぱれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から 平成26年3月6日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで ↓ <u>平成30年1月1日から</u> <u>平成34年12月31日まで</u>
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで ↓ <u>平成30年1月1日から</u> <u>平成34年12月31日まで</u>
特定非営利活動法人 さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地の6	平成25年1月1日から 平成30年6月30日まで
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から 平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町3丁目33番地	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目38番13号	平成26年1月1日から 平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷4番地	平成27年1月1日から 平成32年6月30日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区南台一丁目17番地3	平成28年1月1日から 平成33年6月30日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目2番18号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで